

社会福祉法人山形福祉会

評議員、役員、評議員選任・解任委員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人山形福祉会評議員、理事、監事、評議員選任解任委員の報酬について、必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員)

第2条 評議員の報酬は、定款第8条により、その地位に基づいては支給しない。

- 2 評議員には、費用を弁償することができる。
- 3 評議員会に出席した評議員には、日当および旅費として1万円を現金支給する。

(理事)

第3条 理事の報酬は、定款第21条により、理事の地位に基づいては支給しない。

- 2 理事には、費用を弁償することができる。
- 3 理事会及び評議員会に出席した理事には、その都度日当および旅費として1万円を現金支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(監事)

第4条 監事の報酬は、定款第21条により、その地位のみに基づいては支給しない。

- 2 監事には、費用を弁償することができる。
- 3 会計監査並びに理事会、評議員会に出席した監事には、その都度日当および旅費として1万円を現金支給する。

(評議員選任・解任委員)

第5条 評議員選任・解任委員には、評議員選任・解任委員会運営細則第6条の規定により、報酬を支給しない。

- 2 評議員選任・解任委員には、費用を弁償することができる。
- 3 評議員選任・解任委員会に出席した委員には、日当および旅費として1万円を現金支給する。ただし、施設職員が委員の場合は支給しない。

(その他)

第6条 その他必要な事項は、理事会又は評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則 この基準は、平成29年6月7日より施行する。